

受理官庁 CN	中国国家知識産権局 (CNIPA)	附属書 C CN
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	中華人民共和国	
国際出願の作成に用いることができる言語	中国語又は英語	
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	中国語又は英語；又はその両方	
願書の提出に用いることができる言語	中国語又は英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はPatent Business Processing Systemによる電子出願を認める。	
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか、認める場合にはいずれの形式か（PCT実施細則第706号）？	すべての形式を認める	
受理官庁は引用による補充を認めるか（PCT規則20.6）？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	受理官庁としてのCNIPAは非公式ベースでカラー図面の提出を認め、これを国際事務局に送付する。ただし、カラー図面は白黒に変換され、国際公開に関してはカラー図面の詳細部分が失われる可能性がある。CNIPAは現在、カラー図面の処理に関して国際事務局と共同作業中である。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	中国国家知識産権局（CNIPA）又は欧州特許庁 ⁴	
管轄国際予備審査機関	中国国家知識産権局（CNIPA）又は欧州特許庁 ⁵	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2023年8月24日付公示（PCT公報）163頁以降参照。
- 4 国際調査機関としての欧州特許庁の利用可能性は、英語で行われた国際出願であって、各年の国際出願の最高件数が適用される。この試行プロジェクトは2026年11月30日まで延長されており、各年3,000件の国際出願に制限される。詳細は次のウェブサイトを参照されたい。
EPO : <https://www.epo.org/service-support/faq/own-file/cnipa-epo-pilot.html>
CNIPA : https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/11/art_332_187931.html
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

C N	中国国家知識産権局 (C N I P A) (続き)	C N
-----	-------------------------------	-----

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：人民元 (CNY)
送付手数料	無 料
国際出願手数料 ⁶	CNY 11,620
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	CNY 130
減額（手数料表第4項に基づく）：	
電子出願 （文字コード形式による願書）	CNY 1,750
電子出願 （文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約）	CNY 2,620
調査手数料	附属書D (C N) 又は (E P) ⁷ 参照
優先権書類の手数料 （P C T規則17.1(b)）	CNY 150
優先権回復請求手数料 （P C T規則26の2.3(d)）	CNY 1,000
国際出願の一件書類に含まれていた 書類の複写手数料（P C T規則94.1の2）	1頁につき CYN 2

受理官庁は代理人を要求するか？	要 ， 出願人が中国本土に居所又は業務地を有していない場合 不要， 出願人が中国本土に居所又は業務地を有する場合
-----------------	-------------------------------------------------------------

誰が代理人として行為できるか？	中華人民共和国で法人化されている特許事務所 特許事務所のリストは受理官庁から入手できる
-----------------	------------------------------------------------

委任状の提出要件の放棄 ⁸	
受理官庁は、別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	放棄していない
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない
受理官庁は、包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	放棄していない
包括委任状の写しが要求される特別の 状況	適用されない

6 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (I B) 参照）。

7 脚注4を参照。

8 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（P C T規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（P C T規則90.4(e)及び90.5(d)）。